

令和 4 年 2 月 25 日
厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)

毎月勤労統計調査（全国調査）の令和 4 年 1 月分調査結果の公表について

毎月勤労統計調査では、事業所規模 30 人以上の事業所について、毎年 1 月に調査対象事業所の一部の入替えを行います。また、全国調査では、毎年 1 月から 12 月までの新たな 1 年分のデータが揃うたびに当該データを計算の基とする期間に加え、季節調整値を再計算します。これに加えて、令和 4 年 1 月分調査では、ベンチマーク更新^(※1) 及び基準時更新^(※2) を行います。

(※1) 毎月勤労統計調査は、産業・規模別に調査対象事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率（推計比率）を用いて集計を行いますが、集計に用いる母集団労働者数の推計値と実績（全数調査である「経済センサス-基礎調査」等の結果）との乖離を是正するために、母集団労働者数を更新する作業を「ベンチマーク更新」といいます。

ベンチマーク更新については、「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」において検討を行い、令和 4 年 1 月分調査から、「平成 28 年経済センサス-活動調査」を基にベンチマーク更新を行うこととなりました。

(参考) 毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-toukei_456728_00007.html

(※2) 毎月勤労統計調査で作成している賃金、労働時間、雇用の各指数は、基準年の年平均を 100 として計算しており、この基準年を変更することを「基準時更新」といいます。今回の更新では、基準年を 2015 年から 2020 年へ変更します。

これに伴い、令和 4 年 1 月分調査結果の公表値は以下のとおりといたします。

	令和 4 年 1 月分結果速報	令和 4 年 1 月分結果確報
① 公表日	令和 4 年 3 月 8 日	令和 4 年 4 月 5 日
② 調査対象事業所	入替え前の事業所を集計	入替え後の事業所を集計
③ 指数の基準年	2015 年	2020 年
④ 母集団労働者数	従来の母集団労働者数を使用	平成 28 年経済センサス-活動調査に基づき推計した母集団労働者数を用いて更新
⑤ 季節調整値	令和 2 年 12 月分までの結果から計算した令和 3 年 1 月分の予測季節要素を用いて作成	令和 3 年 1～12 月分の結果を含めて計算した令和 4 年 1 月分の予測季節要素を用いて作成

〔留意事項〕

1. 令和4年1月分結果速報では、事業所入替え及びベンチマーク更新により、令和3年12月分以前の結果とギャップ^(※)が生じることとなります。
これらの影響については今後分析し、令和4年1月分結果速報と併せて公表する予定です。
(※) 平成28年経済センサスー活動調査を用いてベンチマーク更新を行った場合、きまって支給する給与で約▲0.3%程度の影響が見込まれています。
* ベンチマーク更新を令和3年5月に行った場合の影響。第2回毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ（令和3年8月26日）の資料1の10ページを参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000823050.pdf>
2. 基準年が変更されると過去の全期間にわたって指数を改訂することとなりますが、基準時更新では、原則として、増減率は遡及改訂しません。ただし、下記3に記載の消費者物価指数の基準改定では、令和3年1月から2020年基準における前年同月比が用いられていることから、実質賃金については、令和3年1月分以降、増減率の改訂を行います。
3. 令和4年1月分結果速報における基準時更新に併せて、実質賃金の計算に用いる消費者物価指数（毎月勤労統計調査では、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用）も2020年基準に変更します。なお、令和4年1月分結果速報における実質賃金の計算には、消費者物価指数の2015年基準換算指数を用います。
4. また、毎月勤労統計調査における平成16年1月分～平成23年12月分の結果については、「時系列比較のための推計値」を使用していますが、平成24年1月分以降の指数が「時系列比較のための推計値」から作成した母集団労働者数と整合するように、令和4年1月分結果速報において指数の改訂を行います。（実数及び増減率は改訂しません。）